

	分類名	定義	感染者・濃厚接触者への対応	
			利用者	職員
厚生労働省老健局 感染拡大防止のための留意点に準拠	感染者	医療機関が特定。 PCR陽性の者	入院・ホテル療養・自宅療養のいずれかになり、保健所(自治体)の判断に従う。 症状改善者になるまで訪問(デイサービスの利用)を中止し、連絡が可能な状況であれば1回以上/日の電話での状態確認を継続する。	入院・ホテル療養・自宅療養のいずれかになり、保健所(自治体)の判断に従う。 症状改善者になるまで出勤を停止し、連絡が可能な状況であれば1回以上/日の電話での状態報告を継続する。
	感染が疑われる者	施設等が判断 ・息苦しさ・強いだるさ・高熱等の強い症状、重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性診断が確定前の者	・かかりつけ医または「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける ・医師の否定やPCRでの陰性判定があるまで、2週間は訪問(デイサービスの利用)を中止し1回以上/日の電話での状態確認を継続する。	・かかりつけ医または「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける ・医師の否定やPCRでの陰性判定があるまで、2週間は出勤を停止(欠勤もしくは有休申請も認める)し1回以上/日の電話での状態報告を継続する。
	濃厚接触者	保健所が特定 ・適切な防護なしに感染者を看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触	CM等と保健所が相談し、生活に必要なサービスの確保をする。その際、必要性を再検討した結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、感染防止策を徹底するなど別添の留意点に従って提供する。	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。 ・職場復帰については、発熱等の症状の有無を踏まえ、保健所の指示に従う
	感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・適切な防護なしに「感染が疑われる者」を看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触	・防護物品の不足から、提供困難 ・2週間は訪問(デイサービスの利用)を中止し1回以上/日の電話での状態確認を継続する。	・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・症状がない場合でも、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい(有休もしくは特別有給の扱い)
追加の社内分類	準濃厚接触者	”濃厚接触者”との長時間接触や同一施設内に長時間滞在した者で、感染対策・接触の状況から管理者が判断した者	基本的に”濃厚接触者”に準じた扱いとし、 一時的な措置として最大2週間は訪問(デイサービスの利用)を中止する。 防護物品が確保され、なおかつ管理者が特段の状況・状態があると判断した継続利用者に対しては十分な防護をして訪問することはできる。 ⇒ 感染ルートが特定され、”濃厚接触者”のPCR検査結果の陰性が確認されれば”準濃厚接触者”の判断は解される。ただし、状態・状況の変化が生じた際には連絡してもらうことを依頼する。	基本的に”濃厚接触者”に準じた扱いとし、 一時的な措置として最大2週間は自宅待機とし、「毎朝の体調確認」・「家庭内での感染予防」で1回/日以上 の状態報告を行う。 感染ルートが特定され、”濃厚接触者”のPCR検査結果が陰性で、なおかつ自身のPCR検査も陰性が確認されれば”準濃厚接触者”の判断は解される。業務から”準濃厚接触者”の判断を受けたスタッフのPCR検査は会社が負担して保護する。
	類似症状者	37.5℃以上の発熱している者または呼吸器症状等(強い息苦しさや倦怠感)が出現したが、短期間(1~2日程度であり相談センターへ連絡する基準に満たない時期)で症状消失した者 ⇒ 通常の感冒症状とは異なるコロナ感染を疑う症状が出現した者で、受診せず改善した者、または症状持続中の者。受診の結果、コロナウイルス以外の診断がついた者は”類似症状者”の判断は解される。	熱発中は訪問中止。 訪問(デイサービスの利用)再開の判断は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等があった場合は改善している事。再開後も継続して体調を把握する。 【利用者と同居する家族に”類似症状”がみられる場合の対応】 →自宅内隔離・感染防護対策が行われ、利用者との接触がなければ訪問可能。訪問スタッフは”類似症状”がみられる同居する家族だけでなく同居する家族全員の体調・受診状況等を把握し、責任者へ報告する。 介護や養育上、自宅内隔離が難しい場合は訪問中別室にいてもらう事。	熱発時は出勤停止。 復帰の判断としては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等があった場合は改善傾向となる事。復帰後も継続して体調を把握する。 【スタッフと同居する家族に”類似症状”がみられる場合の対応】 →自宅内隔離・感染防護対策が行われ、スタッフとの接触がなければ勤務可能。(PDF「家族が濃厚接触者と言われたら」を参考に生活) スタッフは”類似症状”がみられる同居する家族だけでなく同居する家族全員の体調を把握し、受診状況等を把握し、責任者へ報告する。
	症状改善者	有症状者：①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過 ②症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性確認 無症状者：①検体採取日から10日間経過 ②検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査で陰性確認	感染対策を厳にし、訪問(デイサービスの利用)再開。 なお、再陽性の事例もあることから、退院・療養解除後4週間は訪問時の健康観察を厳に行い、症状が確認された際には【感染が疑われる者】の扱いに変更	職場復帰 なお、再陽性の事例もあることから、退院・療養解除後4週間は訪問時の健康観察を厳に行い、症状が確認された際には【感染が疑われる者】の扱いに変更
既存の社内分類	最重点観察対象	感染者のいた人混みへの外出・感染の可能性が高い者	訪問担当者が経過を追跡、都度管理職へ報告	本人だけでなく周りも体調を見守り、異常を発見した場合に管理職へ報告
	重点観察対象	人混みへの外出・感染の可能性	訪問担当者が経過を追跡、都度管理職へ報告	本人だけでなく周りも体調を見守り、異常を発見した場合に管理職へ報告
	重点自粛促進	人混みへの外出予定・先で感染の可能性	訪問時に要請、事後把握のため要請の結果を管理職へ報告	管理職から自粛を促し、事後把握のため要請の結果を管理職が把握

濃厚接触者については、14日間にわたり健康状態を観察することとされており、感染者との最終接触から14日間行うことが基本。詳細な期間は保健所の指示に従う。
⇒よって、体調把握は14日間を目途とする。